

〈風水害の指定緊急避難場所〉

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

No.	名 称	面 積 (収納可能人数)	避 難 場 所	住 所 号 電 話 番 号	カギの保管場所
1 ※	内海防災センター	206 m ² (103 人)	集会室	内海字柴井 1-3 TEL77-3233	防災交通課
2	県立内海高等学校	35,838 m ² (17,919 人)	グラウンド、体育館、 武道場	内海字奥鈴ヶ谷 1-1 TEL62-0139	学校関係者 及び防災交通課
3	町 総 合 体 育 館	2459.6 m ² (1,229 人)	メインアリーナ、サブアリーナ、 柔剣道場、会議室、和室	豊浜字須佐ヶ丘 5 TEL65-2880	教育課及び防災交通課 ＊警備会社対応必要
4	大 井 公 民 館 (役場師崎サービスセンター)	175.86 m ² (87 人)	集会室、和室	大井字北側 43 TEL63-0304	教育課及び 防災交通課
5	師 崎 公 民 館	183.71 m ² (91 人)	集会室、和室、会議室	師崎字的場 86-1 TEL63-0117	教育課及び 防災交通課
6	篠島開発総合センター (役場篠島サービスセンター)	420 m ² (210 人)	集会室、会議室、和室	篠島字浦磯 3-3 TEL67-2001	教育課及び 防災交通課
7	日 間 賀 島 公 民 館 (役場日間賀島サー ビスセンター)	172 m ² (86 人)	和室、集会室	日間賀島字永峯 18 TEL68-2001	教育課及び 防災交通課
	計	39,455.17 m ² (19,725 人)			

風水害の指定緊急避難所は、災害対策基本法に基づく指定避難所の敷地内を指定。

※は、風水害の指定避難所の整理に伴い、災害対策基本法上の指定避難所及び指定緊急避難場所としての指定予定。

〈第 1 避難所（風水害）〉

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

No.	名 称	面 積 (収納可能人数)	避難スペース	住 所 号 電 話 番 号	カギの保管場所
1 ※	内海防災センター	206 m ² (103 人)	集会室	内海字柴井 1-3 TEL77-3233	防災交通課
2 ◎	町 総 合 体 育 館	2459.6 m ² (1,229 人)	メインアリーナ、サブアリーナ、 柔剣道場、会議室、和室	豊浜字須佐ヶ丘 5 TEL65-2880	教育課及び防災交通課 ＊警備会社対応必要
3	大 井 公 民 館 (役場師崎サービスセンター)	175.86 m ² (87 人)	集会室、和室	大井字北側 43 TEL63-0304	教育課及び 防災交通課
4	師 崎 公 民 館	183.71 m ² (91 人)	集会室、和室、会議室	師崎字的場 86-1 TEL63-0117	教育課及び 防災交通課
5	篠島開発総合センター (役場篠島サービスセンター)	420 m ² (210 人)	集会室、会議室、和室	篠島字浦磯 3-3 TEL67-2001	教育課及び 防災交通課
6	日 間 賀 島 公 民 館 (役場日間賀島サー ビスセンター)	172 m ² (86 人)	和室、集会室	日間賀島字永峯 18 TEL68-2001	教育課及び 防災交通課
	計	3,617.17 m ² (1,806 人)			

第 1 避難所（風水害）は、災害対策基本法に基づく指定避難所であって、町が気象情報等から特定の地区に風水害の発生が見込まれると判断した場合に、原則として最初に開設する避難所。

※は、風水害の指定避難所の整理に伴い、災害対策基本法上の指定避難所及び指定緊急避難場所としての指定予定。

◎は、大規模災害拠点避難所（各地区内の避難所の中心的な役割を担う施設）。大規模な風水害（大規模な河川氾濫、高潮等）の場合に、必要に応じて開設。

＜第2避難所（風水害）＞

令和7年4月1日時点）

No.	名 称	面 積 (収納可能人数)	避難スペース	住 所 号 電 話 番 号	カギの保管場所
1	内 海 保 育 所	387 m ² (193 人)	保育室 6 室	内海字兼井 170-3 TEL62-0600	内海保育所長 及び健康こども課
2	内 海 小 学 校	441.92 m ² (220 人)	体育館	内海字中浜田 3 TEL62-0074	学校関係者 及び教育課
3 ○◎	南 知 多 中 学 校	1,076 m ² (538 人)	体育館、武道場	内海字先苅 248 TEL62-0204	学校関係者 及び教育課
4 ◆	県立内海高等学校	1,438 m ² (719 人)	体育館、武道場	内海字奥鈴ヶ谷 1-1 TEL62-0139	学校関係者 及び防災交通課
5	旧町公民館内海分館 (役場内海サービスセンター)	443 m ² (221 人)	集会室、第 1. 2. 3 会議室、和室	内海字中之郷 7-1 TEL62-0400	教育課 及び防災交通課
6	町 民 会 館	48.6 m ² (24 人)	会議室	内海字柴井 1-66 TEL62-2218	教育課
7	旧山海ふれあい会館	306 m ² (153 人)	体育館、3 室	山海字後田 32-1	教育課 及び防災交通課
8	山 海 公 民 館	125 m ² (62 人)	第 1. 2 会議室	山海字橋詰 88 TEL62-3613	教育課
9	豊 浜 小 学 校	540 m ² (270 人)	体育館	豊浜字下大田面 4-4 TEL65-0027	学校関係者 及び教育課
10	旧 豊 浜 中 学 校	1026.18 m ² (513 人)	体育館、武道場	豊浜字薬師堂 45	企画財政課
11	旧 町 公 民 館	148.83 m ² (74 人)	和室、第 1. 2 会議室	豊浜字堀奥 65-2	教育課
12	県水産試験場 漁業生産研究所	144 m ² (72 人)	研修室	豊浜字豊浦 2-1 TEL65-0611	24 時間体制 ※事前要請電話必要
13 ※2	南 知 多 町 役 場	173.85 m ² (86 人)	第 1. 2. 3 会議室	豊浜字豊浦 2-1 TEL65-0711	24 時間体制
14	豊浜防災センター	73.38 m ² (36 人)	会議室	豊浜棕田 22-6 TEL84-0840	防災交通課
15	か る も 保 育 所	182.2 m ² (91 人)	保育室 4 室	豊浜字上之山 13-4 TEL65-0284	かるも保育所長 及び健康こども課
16	子育て支援センタ- ・どんぐり園	732 m ² (366 人)	体育館、3 室	豊丘字有田脇 16-1 TEL65-1052	健康こども課及び 防災交通課
17	大 井 保 育 所	183 m ² (91 人)	保育室 4 室	大井字塩屋 23 TEL63-0355	大井保育所長 及び健康こども課
18	旧 大 井 小 学 校	506.43 m ² (253 人)	体育館	大井字入道 17	企画財政課
19	旧 師 崎 中 学 校	1056.6 m ² (528 人)	体育館、武道場	片名字長谷 2	企画財政課
20	み さ き 小 学 校	329.15 m ² (164 人)	体育館	師崎字松田 7-1 TEL63-0001	学校関係者 及び教育課
21 ○◎	南知多町師崎避難所	1,200 m ² (600 人)	各居室	師崎字浅間山 16-3 TEL63-2810	防災交通課
22	篠 島 小 学 校	667.8 m ² (333 人)	体育館	篠島字南風崎 7 TEL68-2004	学校関係者 及び教育課
23 ◎※1	篠 島 中 学 校	448 m ² (224 人)	体育館	篠島字汐味 1-5 TEL67-2046	学校関係者 及び教育課
24	篠島防災センター	66.08 m ² (33 人)	会議室	篠島字東山 7 TEL67-3119	防災交通課
25 ◎※1	日 間 賀 小 学 校	577 m ² (288 人)	体育館	日間賀島字永峯 11 TEL68-2204	学校関係者 及び教育課
26	日 間 賀 保 育 所	180 m ² (90 人)	保育室 4 室	日間賀島字三ツ林 7-7 TEL68-2636	日間賀保育所長 及び健康こども課
計		12,570.64 m ² (6,278 人)			

第2避難所（風水害）は、第1避難所（風水害）が開設された後、災害や避難人数等の状況により、必要に応じて追

加で開設する避難所。

○は、災害対策基本法に基づく指定避難所。

◎は、大規模災害拠点避難所（各地区内の避難所の中心的な役割を担う施設）。大規模な風水害（大規模な河川氾濫、高潮等）の場合に、必要に応じて開設。

◆は、重点整備施設（空調機等の避難所設備整備を優先的に行う施設）。

※1 については、災害対策基本法に基づく指定避難所に指定予定。

※2 は、自主避難等必要に応じ開設するものとする。

〈福祉避難所〉

(令和7年4月1日時点)

No.	名 称	面 積 (収納可能人数)	避 難 場 所	住 所 電 話 番 号	カギの保管場所
1 ○	大 地 の 丘	556.6 m ² (278 人)	ディサービスセンター他	内海字奥鈴ヶ谷 70-5 Tel62-0117	施設管理者
2 ○	あ い 寿 の 丘	533 m ² (266 人)	多目的ホール デイルーム他 5 室	豊丘字中平井 14-1 Tel65-2965	施設管理者
3 ○	す い せ ん ひ ろ ば	222.28 m ² (111 人)	作業室他	豊丘字中平井 14 Tel65-1925	施設管理者

要配慮者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、施設管理者と協議の上、本表に掲げる施設を福祉避難所として開設する。○については、災害対策基本法に基づく指定福祉避難所